

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和5年1月19日（令和5年（行情）諮問第43号，同第44号及び同第46号）

答申日：令和5年4月27日（令和5年度（行情）答申第39号，同第40号及び同第42号）

事件名：海上幕僚長指示一覧表及びこれをつづっている行政文書ファイル等につづられた文書の開示決定に関する件（文書の特定）

海上幕僚長指示一覧表及びこれをつづっている行政文書ファイル等につづられた文書の開示決定に関する件（文書の特定）

海上幕僚長指示一覧表及びこれをつづっている行政文書ファイル等につづられた文書の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる3文書（以下，併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求につき，別紙の2に掲げる17文書（以下，順に「本件対象文書1」ないし「本件対象文書17」といい，併せて「本件対象文書」という。）を特定し，開示した各決定については，本件対象文書を特定したことは，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，令和2年8月27日付け防官文第13626号，令和3年3月5日付け同第3400号及び令和4年3月7日付け同第3657号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各開示決定（以下，順に「原処分1」ないし「原処分3」といい，併せて「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，各審査請求書及び意見書の記載によると，おおむね以下のとおりである（なお，添付資料の内容は省略する。）。

(1) 審査請求書1（原処分1について）

ア 文書の特定が不十分である。

（ア）国の解釈によると，「行政文書」とは，「開示請求時点において，『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

(イ) 国が法の統一的な運用を確保するために作成した指針である「情報公開事務処理の手引」（平成30年10月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）は、「スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手續の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定させる必要がある」（20頁）と定めている。

(ウ) (ア) 及び (イ) の理由から、開示決定においては特定された電磁的記録を開示請求者に予め特定させるためには、処分庁は開示決定時において開示請求者にそれを特定・明示する必要がある。

(エ) 本件開示決定では具体的な電磁的記録形式を特定されず、また開示請求の手續の中で開示請求者にその旨教示されていないのは、国の指針に反するものであるから、改めてその特定及び教示が行われるべきである。

イ 変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、変更履歴情報（別紙2（略）で説明されているもの）及びプロパティ情報（別紙3（略）で説明されているもの）が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

なお本件申立て時には開示実施を受けていないが、過去の例から処分庁の開示の実施が申立可能期間を過ぎた後に行われる場合があるので、事前に申し立てる次第である。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法

に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 紙媒体についても特定を求める。

「行政文書」に関する国の解釈に従い、紙媒体が存在しないものについても、特定を求めるものである。

カ 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人は確認する手段を持たないため、開示請求対象に漏れがないか念のため確認を求める次第である。

キ 複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める。

開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体としてDVD-Rが選択できるよう改めて決定を求める。

(2) 審査請求書2 (原処分2について)

アないしオ 上記(1)アないしオのとおり。

カ 全体の決定が見通せるような実質的な決定(いわばサンプル的な決定)をすることを求める。

他に文書がないか確認を求める。

平成24年度(行情)答申第365号及び第367号に従い「全体の決定が見通せるような実質的な決定(いわばサンプル的な決定)をすること」を求めるものである。

審査請求人は確認する手段を持たないため、開示請求対象に漏れがないか念のため確認を求める次第である。

キ 上記(1)キのとおり。

(3) 審査請求書3 (原処分2について)

アないしオ 上記(1)アないしオのとおり。

カ 上記(1)キのとおり。

(4) 審査請求書4 (原処分3について)

ア及びイ 上記(1)ア及びイのとおり。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度(行情)答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対

象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 上記（１）エのとおり。

オ 紙媒体についても特定を求める。

「行政文書」に関する国の解釈に従い、紙媒体が特定されなかったものについては、その特定を求めるものである。

カ及びキ 上記（１）カ及びキのとおり。

（５）意見書

意見１：「当該文書に関連して行政文書ファイル等に綴られた文書」が特定されていない。

本件開示請求（原文ママ）においては、開示決定された文書の他に「当該文書に関連して行政文書ファイル等に綴られた文書」も請求しているのであるが、それについて特定が行われていない。

仮に当該文書が存在しないのであれば、不開示決定を行うべきである。

意見２：対象文書の電磁的記録形式の特定とその教示が行われなければならない。

国の統一指針である「情報公開事務処理の手引」（平成３０年１０月総務省行政管理局情報公開推進室）は、電磁的記録の開示実施にあたっては以下の通り定めている。

文書又は図面について、スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手續の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定して頂いておくことが必要である。（２０頁）

上記指針に従い、法の所管官庁である総務省も、Word形式で保有する文書を特定し、開示するとの決定を行っている【別紙１（略）】。また諮問庁も過去における開示決定（防官文第９８０号）【別紙２（略）】でWordファイルを特定・明示している。

本件決定において諮問庁は、電磁的記録に関して特定及びその教示を行っておらず、国の統一指針に反しているため、この点についてやり直すべきである。

意見３：本件対象文書には「本件対象文書の内容と関わりのない情報」が存在する。

諮問庁の説明によれば、複写の交付に当たっては、開示請求者が電磁的記録の複写を請求しても、「文書の内容と関わりのない情報」の付随を避ける必要な措置として、一旦用紙に印刷して、その印刷物をスキャナで取り込むという、開示請求者が指定した開示実施方法と異なる方法で複写の交付が恒常的に行われている【別紙３（略）】。

以上の理由から、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」が存在

することは明らかで、これについても開示・不開示の判断が改めて行われるべきである。

意見4：「履歴情報」とは別紙4（略。以下同じ）で説明されている機能で記録された情報である。

審査請求人が主張する「履歴情報」とは、別紙4で説明されている機能を利用して記録された情報である。

この点を諮問庁は理解せず、存在しないと主張しているかもしれないので、改めて確認を求めるものである。

意見5：「保存されている状態になく」という諮問庁の主張が事実か、審査会は電磁的記録を提出させて確認すべきである。

諮問庁は過去において「所蔵しても所有せず」との理屈を基に保存している文書の不開示決定を行っている【別紙5（略）】。

こうした諮問庁の態度を鑑みれば、「保存されている状態になく」という主張を真に受けるべきでなく、審査会は諮問庁に当該文書（電磁的記録）を提出させ、確認すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定した。

本件各開示請求については、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定し、令和2年8月27日付け防官文第13626号、令和3年3月5日付け同第3400号及び令和4年3月7日付け同第3657号により、法9条1項の規定に基づく各開示決定処分（原処分）を行った。

本件各審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

なお、本件各審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約2年3か月及び約1年9か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 審査請求人の主張について

(1) 原処分1について

ア 審査請求人は、「文書の特定が不十分である」として、電磁的記録形式の特定及び教示を行うよう求めるが、法その他の関係法令において、そのようなことを義務づける趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し教示することはしていない。

イ 審査請求人は、「変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める」及び「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める」として、

いわゆる変更履歴情報及びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらはいずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

ウ 審査請求人は、「特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複製しているか確認を求める」としているが、本件対象文書と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。

エ 審査請求人は、「紙媒体についても特定を求める」としているが、本件対象文書は電磁的記録のみを保有しており、紙媒体は保有していない。

オ 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有しておらず、本件対象文書を特定し、原処分を行ったものである。

カ 審査請求人は、「複製媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める」としているが、当該主張は開示の実施の方法に係る不服申立てであって、法19条1項に基づいて、諮問すべき事項にあたらぬ。

キ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

(2) 原処分2について

アないしエ 上記(1)アないしエのとおり。

オ 審査請求人は、「全体の決定が見通せるような実質的な決定(いわばサンプル的な決定)をすることを求める」としているが、本件開示請求に対しては原処分において本件対象文書の全てについて開示決定を行っており、審査請求人の主張には理由がない。

また、開示請求対象に漏れがないか確認を求めるが、本件対象文書の外に本件開示請求に係る行政文書は保有しておらず、本件対象文書を特定し、原処分を行ったものである。

カ及びキ 上記(1)カ及びキのとおり。

(3) 原処分3について

上記(1)のとおり。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和5年1月19日 諮問の受理(令和5年(行情)諮問第43号、同第44号及び同第46号)
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受(同上)

- ③ 同年2月22日 審議（同上）
- ④ 同年3月14日 審査請求人から意見書及び資料を収受（同上）
- ⑤ 同年4月20日 委員の交代に伴う所要の手続の実施，令和5年（行情）諮問第43号，同第44号及び同第46号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は，本件請求文書の開示を求めるものであり，処分庁は，本件対象文書を特定し，開示する決定（原処分）を行った。

これに対して審査請求人は，文書の追加特定等を求めているところ，諮問庁は，原処分を維持することが妥当であるとしていることから，以下，本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書以外の本件請求文書に該当する文書の保有の有無について，当審査会事務局職員をして，改めて確認させたところ，諮問庁は，以下のとおり説明する。

ア 本件対象文書については表計算ソフトを用いて電磁的記録として作成し，管理しているものである。

イ 本件対象文書は，発簡した文書に関する情報を順次記入することにより作成される表形式の文書であり，これにより発簡された通達を一覧表示していることから，本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書は作成しておらず，行政文書ファイル内には本件対象文書以外の文書は保管されていない。

ウ 本件開示請求及び本件審査請求を受け，念のため関係部局を探索したが，本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) 当審査会において，諮問書に添付された本件対象文書の写しを確認したところ，本件対象文書は，いずれも，発簡した文書の発簡番号，文書日付及び件名の情報を記入する欄が設けられた，発簡文書1件につき1行の表形式の文書であり，既に発簡された文書に関する情報が順次記入されて一覧になっているものであることが認められ，表計算ソフトを用いて電磁的記録として作成し，行政文書ファイル内には本件対象文書以外の文書は保管されていない旨の諮問庁の上記（1）の説明に不自然，不合理な点は認められない。

(3) このような本件対象文書の作成方法や様式に加え，他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情は存在しないことからすれば，防衛省において，本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書を保

有しているとは認められず、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 小林昭彦, 委員 常岡孝好, 委員 野田 崇

別紙

1 本件請求文書

- (1) 「海上幕僚長指示」（昭和38年防衛庁訓令第38号「防衛省における文書の形式に関する訓令」第14条）の一覧（2016年1月～2020年6月），及び当該文書を綴っている行政文書ファイル等に綴られた他の文書の全て。
- (2) 「海上幕僚長指示」（昭和38年防衛庁訓令第38号「防衛省における文書の形式に関する訓令」第14条）の一覧（2016年1月～2020年12月），及び当該文書を綴っている行政文書ファイル等に綴られた他の文書の全て。
- (3) 「海上幕僚長指示」（昭和38年防衛庁訓令第38号「防衛省における文書の形式に関する訓令」第14条）の一覧（2016年1月～2021年12月），及び当該文書を綴っている行政文書ファイル等に綴られた他の文書の全て。

2 本件対象文書

- (1) 海上幕僚長指示一覧表（平成28年1月～12月末）海上幕僚監部
- (2) 海上幕僚長指示一覧表（平成29年1月～12月末）海上幕僚監部
- (3) 海上幕僚長指示一覧表（平成30年1月～12月末）海上幕僚監部
- (4) 海上幕僚長指示一覧表（平成31年1月～令和元年12月末）海上幕僚監部
- (5) 海上幕僚長指示一覧表（令和2年1月～6月末）海上幕僚監部
- (6) 海上幕僚長指示一覧表（平成28年1月～12月末）海上幕僚監部
- (7) 海上幕僚長指示一覧表（平成29年1月～12月末）海上幕僚監部
- (8) 海上幕僚長指示一覧表（平成30年1月～12月末）海上幕僚監部
- (9) 海上幕僚長指示一覧表（平成31年1月～令和元年12月末）海上幕僚監部
- (10) 海上幕僚長指示一覧表（令和2年1月～12月末）海上幕僚監部
- (12) 海上幕僚長指示一覧表（平成28年1月～12月末）海上幕僚監部
- (13) 海上幕僚長指示一覧表（平成29年1月～12月末）海上幕僚監部
- (14) 海上幕僚長指示一覧表（平成30年1月～12月末）海上幕僚監部
- (15) 海上幕僚長指示一覧表（平成31年1月～令和元年12月末）海上幕僚監部
- (16) 海上幕僚長指示一覧表（令和2年1月～12月末）海上幕僚監部
- (17) 海上幕僚長指示一覧表（令和3年1月～12月末）海上幕僚監部